

酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
 (令和4年5月11日付け中酪(総務)発第98号)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領	酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
令和元年5月7日付31農畜機第776号承認 令和元年5月8日付け中酪(業務)発第80号 [略] 一部改正 令和4年4月22日付け4農畜機第460号承認 一部改正 令和4年5月11日付け中酪(総務)発第98号 [略]	令和元年5月7日付31農畜機第776号承認 令和元年5月8日付け中酪(業務)発第80号 [略] [略]
第2 事業の要件	第2 事業の要件
1 [略]	1 [略]
2 事業の対象となる災害 <u>令和4年福島県沖を震源とする地震</u>	2 事業の対象となる災害 <u>(1) 令和2年7月豪雨(令和2年7月3日から31日までの間の豪雨をいう。)</u> <u>(2) 令和2年から3年までの冬期の大雪(令和2年12月1日から令和3年3月31日までに発生した雪害をいう。)</u> <u>(3) 令和3年福島県沖を震源とする地震(令和3年2月13日から令和3年3月31日までに発生した地震をいう。)</u>
3～5 [略]	3～5 [略]
6 取得物品等の取扱い	6 取得物品等の取扱い
(1)～(4) 【略】	(1)～(4) 【略】
(5) リース契約の締結等 生乳生産者団体等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。	(5) リース契約の締結等 生乳生産者団体等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

改正後	現 行
<p>〈削除〉</p> <p>(6) 取得物件の貸付けの取扱</p> <p>ア (4)の規定により、取得物件に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間(購入乳用牛を除く。)及び(5)の規定により、<u>リース会社から借受けた物件(以下「リース物件」という。)</u>に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつては<u>70パーセント(1年未満の端数切捨て)まで、10年以上のものにあつては60パーセント(1年未満の端数切捨て)まで短縮できるものとする。</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(7) 第1の2の事業に係る補助金の返還等</p> <p><u>中央酪農会議は、非常用電源等の処分制限期間内において、生乳生産者団体等から当該機械の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生乳生産者団体等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、リース物件については、本事業により取得した財産とみなすものとし、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、生乳生産者団体等は、「畜産業振興事業の実施について」14の(5)の規定</u></p>	<p><u>なお、この場合にあつては、リース会社から借受けた物件(以下「リース物件」という。)については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生乳生産者団体等は、「畜産業振興事業の実施について」14の(5)の規定に基づき行うものとする。</u></p> <p>(6) 取得物件の貸付けの取扱</p> <p>ア (4)の規定により、取得物件に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間(購入乳用牛を除く。)及び(5)の規定により、<u>リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%(1年未満の端数切捨て)まで、10年以上のものにあつては60%(1年未満の端数切捨て)まで短縮できるものとする。</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p><u>に基づき中央酪農会議が定める額を返還するものとする。</u></p> <p><u>ア リース契約を解約又は解除したとき。</u></p> <p><u>イ 酪農経営体等が経営を中止したとき。</u></p> <p><u>ウ 借り受けた非常用電源が、処分制限期間内に消滅又は消失したとき。</u></p> <p><u>エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p><u>オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。</u></p> <p><u>カ 変更の届出、報告等を怠ったとき。</u></p> <p><u>キ その他会長が必要と認めるとき。</u></p> <p>7・8〔略〕</p> <p>第3～第5〔略〕</p> <p>第6 運営状況の報告</p> <p>1 構成員は、生産者集団等及び生乳生産者団体等から借り受けた物件（リース物件を含む。<u>取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。）が50万円未満の機械及び器具を除く。</u>）及び第1の1の（3）の事業により借り受けた乳用牛に係る管理報告書を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（乳用牛にあつては4年間）、毎年度、生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</p> <p>2〔略〕</p> <p>第7〔略〕</p> <p>第8 事業の実施期間</p> <p>この事業の実施期間は、令和<u>4</u>年度とする。</p> <p>第9【略】</p> <p>第10 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管</p>	<p>7・8〔略〕</p> <p>第3～第5〔略〕</p> <p>第6 運営状況の報告</p> <p>1 構成員は、生産者集団等及び生乳生産者団体等から借り受けた物件（リース物件を含む。）<u>のうち、50万円以上のもの</u>及び第1の1の（3）の事業により借り受けた乳用牛に係る管理報告書を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（乳用牛にあつては4年間）、毎年度、生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</p> <p>2〔略〕</p> <p>第7〔略〕</p> <p>第8 事業の実施期間</p> <p>この事業の実施期間は、令和<u>3</u>年度とする。</p> <p>第9【略】</p> <p>第10 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管</p>

改正後	現行
<p>生産者集団等、第1号対象事業者及び生乳生産者団体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、<u>その保存期間は事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第7～第11 [略]</p> <p><u>附則（令和4年5月11日付け中酪（総務）発第98号）</u></p> <p><u>1 この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとする。ただし、令和4年福島県沖を震源とする地震に係る要綱第2の別紙に掲げる対象事業については、令和4年3月16日から適用するものとする。</u></p> <p><u>2 令和3年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。</u></p> <p><u>3 この要領の改正後の令和4年福島県沖を震源とする地震に係る要綱第2の別紙に掲げる対象事業について、令和4年3月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着工又は着手の手續については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。</u></p>	<p>生産者集団等、第1号対象事業者及び生乳生産者団体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。</p> <p><u>ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第7～第11 [略]</p> <p>新設</p>

改 正 後								現 行							
別表〔略〕 別紙様式第1号〔略〕 別紙様式第1号の別添～別紙様式第1号の別紙6〔略〕 別紙様式第1号の別紙7の1〔略〕 別紙様式第1号の別紙7の2 非常用電源等の整備 1 非常用電源等の整備・酪農経営体への支給又は貸付								別表〔略〕 別紙様式第1号〔略〕 別紙様式第1号の別添～別紙様式第1号の別紙6〔略〕 別紙様式第1号の別紙7の1〔略〕 別紙様式第1号の別紙7の2 非常用電源等の整備 1 非常用電源等の整備・酪農経営体への支給又は貸付							
生乳生産者 団体等名	地域名又は 都道府県名	機械装置名	整備、支給 又は貸付	台数	事業費 (税抜)	負担区分 補助金 其他		生乳生産者 団体等名	地域名又は 都道府県名	機械装置名	整備、支給 又は貸付	台数	事業費 (税抜)	負担区分 補助金 其他	
合計								合計							
<p>(注1) 別添1の非常用電源等の整備・支給又は貸付先一覧を添付すること。</p> <p>(注2) 各団体の搾乳継続計画を添付すること。</p> <p>(注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営体等が了知している旨の書面を添付すること。</p>								<p>(注1) 別添1の非常用電源等の整備・支給又は貸付先一覧を添付すること。</p> <p>(注2) 各団体の搾乳継続計画を添付すること。</p>							
2 非常用電源等のリース会社からの借受け・酪農経営体への貸付								2 非常用電源等のリース会社からの借受け・酪農経営体への貸付							
生乳生産者 団体等名	地域名又は 都道府県名	機械装置名	台数	事業費 (税抜)	負担区分 補助金 其他		生乳生産者 団体等名	地域名又は 都道府県名	機械装置名	台数	事業費 (税抜)	負担区分 補助金 其他			
合計								合計							

改 正 後	現 行
<p>(注1) 別添2の非常用電源等リース一覧を添付すること。</p> <p>(注2) 各団体の搾乳継続計画を添付すること。</p> <p><u>(注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営体等が了知している旨の書面を添付すること。</u></p> <p>以下〔略〕</p>	<p>(注1) 別添2の非常用電源等リース一覧を添付すること。</p> <p>(注2) 各団体の搾乳継続計画を添付すること。</p> <p>以下〔略〕</p>